

# ○飛騨市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領

平成22年10月1日

告示第169号

改正 平成24年3月30日告示第87号

平成29年9月22日告示第138号

(目的)

第1条 この告示は、飛騨市競争入札参加者資格審査要綱(平成16年飛騨市訓令第44号。以下「参加者資格審査要綱」という。)第12条の規定により製造の請負、物件の買入れその他(以下「物品の購入等」という。)の契約に係る入札参加資格者名簿に登載された業者(以下「有資格業者」という。)の入札参加資格停止について必要な措置を定め、もって飛騨市が発注する物品の購入等の契約の適正な履行を確保することを目的とする。

(入札参加資格停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表第1及び別表第2の各項(以下「別表各項」という。)に掲げる措置要件の一に該当する場合は、情状に応じて別表各項に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について個別の入札に参加できないようにする措置(以下「入札参加資格停止」という。)を行うものとする。

(入札参加資格停止の期間の特例)

第3条 有資格業者が、一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ入札参加資格停止の期間の短期及び長期とする(期間に短期及び長期のないものについては当該期間。以下同じ。)

2 有資格業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加資格停止の期間の短期は、それぞれ別表各項に定める短期の2倍(当初の入札参加資格停止の期間が1月に満たないときは、1.5倍)の期間とする。

(1) 別表各項に掲げる措置要件に係る入札参加資格停止の期間の満了後1年を経過するまでの間(入札参加資格停止の期間中を含む。)に、別表各項に掲げる措置要件に該当することとなったとき。

(2) 別表第2第1項から第3項までの措置要件に係る入札参加資格停止の期間

の満了後3年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1項から第3項までの措置要件に該当することとなったとき(前号に掲げる場合を除く。)

- 3 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特例の事由があるため別表各項及び前2項の規定による入札参加資格停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 市長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項及び第1項の規定による長期を超える入札参加資格停止の期間を定める必要があるときは、入札参加資格停止の期間を当該長期の2倍まで延長することができる。
- 5 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特例の事由又は極めて悪質な事由のあることが明らかとなったときは、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で入札参加資格停止の期間を変更することができる。
- 6 市長は、入札参加資格停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めるときは、当該有資格業者について入札参加資格停止を解除するものとする。
- 7 物品の購入等の契約に係る入札参加資格者名簿及び飛騨市建設工事請負契約に係る入札参加資格名簿の両名簿に登載された業者に係る入札参加資格停止の期間は、別表各項及び前各項に定める期間にかかわらず参加者資格審査要綱第4条に規定する飛騨市建設工事等入札参加者資格審査委員会(以下「選定審査会」という。)において決定された期間とすることができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加資格停止の期間の特例)

第4条 市長は、第2条の規定により情状に応じ別表各項に定めるところにより入札参加資格停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当する場合には、入札参加資格停止の期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得て、誓約書を提出したにもかかわらず、当該事案について、別表第2第2項に該当する場合
- (2) 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律(平成14年法律第101号)第

3条第4項に基づく市長による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかになったときで、当該関与行為に関し、別表第2第2項に該当する有資格業者に悪質な事由がある場合

(指名又は入札参加資格を有する通知の取消)

第5条 市長は、第2条の規定により入札参加資格停止を行った場合において、当該有資格業者に対して指名又は入札参加資格を有する通知をしているときは、入札未執行のものに限り当該指名又は入札参加資格を有する通知を取り消すものとする。

(事案の報告等)

第6条 本庁各課(室)長及び各振興事務所の長は、入札参加資格停止を要すると認められる事案が発生したときは、遅滞なく別記様式により管財課長に報告するものとする。

2 管財課長は、入札参加資格停止を要すると認められる事案が発生したとき、又は入札参加資格停止の期間を変更し、若しくは解除する必要があると認められるときは、遅滞なく選定審査会の審議に付するものとする。

(入札参加資格停止の通知)

第7条 管財課長は、選定審査会の審議を経て、入札参加資格停止又は入札参加資格停止の期間の変更若しくは解除について、市長の決定を受け、その旨を本庁各課(室)長及び各振興事務所の長に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定について当該有資格業者に文書で通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第8条 入札参加資格停止の期間中の有資格業者は、随意契約の相手方とすることができない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ市長の承認を受けたときはこの限りではない。

(入札参加資格停止に至らない事由に関する措置)

第9条 市長は、入札参加資格停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附 則

この告示は、平成22年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第87号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成29年9月22日告示第138号)

この告示は、平成29年9月22日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表第1(第2条、第3条、第4条関係)

契約違反等に基づく措置基準

措置要件項目	措置要件	期間
1 虚偽記載	市との物品の購入等の契約に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
2 契約の拒否	市発注の案件を落札したにもかかわらず契約を締結しなかったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
3 契約違反	正当な理由がなくて市との契約を履行しなかったとき又は契約の履行に当たり契約内容に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上6か月以内
4 粗雑行為	市発注の契約の履行に当たり、故意若しくは過失により製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為があったと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
5 職務妨害	地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による市の監督又は検査の執行に当たり職員の職務の執行を妨げたと認められるとき。	当該認定をした日から1か月以上6か月以内
6 安全管理措置の不適切により生じた公衆等損害事故	市発注の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害(軽微なものを除く。)を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上6か月以内

7 安全管理措置 の不適切により 生じた公衆等損 害事故	市発注以外の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆又は契約関係者に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えたと認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上3か月以内
---------------------------------------	---	----------------------

別表第2(第2条、第3条、第4条関係)

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件項目	措置要件	期間
1 贈賄	次の各号に掲げる者が贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。  (1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下、「代表役員等」という。)  (2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時物品購入等の契約を締結する事業所をいう。)を代表する者で前号に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)  (3) 有資格業者の使用人で前号に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)	逮捕又は公訴を知った日から  10か月以上12か月以内  7か月以上9か月以内  4か月以上6か月以内
2 独占禁止法違反行為	(1) 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、行政処分を受け、契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)  (2) 業務に関し次のア、イ又はウに掲げる者が独占禁止法第3条又は第8	当該認定をした日から 3か月以上5か月以内  刑事告発を知った日から

	<p>条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>10か月以上12か月以内</p> <p>7か月以上9か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p>
3 競売入札妨害 又は談合	<p>次の各号に掲げる者が競売入札妨害(刑法(明治40年法律第45号)第96条の3第1項に規定する罪をいう。)又は談合(刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>10か月以上12か月以内</p> <p>7か月以上9か月以内</p> <p>4か月以上6か月以内</p>
4 不正又は不誠実な行為	<p>(1) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>(2) 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>

別記様式(第6条関係)

第 号  
年 月 日

財政課長 宛て

㊟

入札参加資格停止該当事案報告書

飛騨市製造の請負、物件の買入れその他の契約に係る入札参加資格停止措置要領に基づいて、入札参加資格停止を必要と認められる事案が発生したので、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称		入札参加資格者番号	
代表者氏名		住所又は所在地	
物件名		納入場所	
発生年月日		措置区分	
資格停止の期間			
事案の内容			